

神奈川県 保険医新聞
発行所 神奈川県保険医協会 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 (TSプラザビルディング2階)
電話045-313-2111(代表) F.A.X 045-313-2113 横浜中央郵便局私書箱第319号
購読料 一部300円(会員の購読料は会費に含まれています) 発行人 田中麻衣子

新年会 プラス改定も物足りず
物価高でも地域医療守る
衆院選目前、国会議員も来場

協会は1月20日、横浜ベイシエラトンホテル&タワーズで新年会を開催。医師会、歯科医師会、国会議員などの来賓94名、会員23名、役員18名ら、計165名が参加した。(来賓一覽8面)

田辺理事長は新年の挨拶にて、2026年度診療報酬の改定率はプラスであるものの、この間の物価・人件費等の上昇には足りていないと評価。さらに二段階改定であり、27年度分は加減算調整されるため、来年度のプラスは保証されていないとの懸念を示した。また、使途が細かく限定されていることにも言及。他業種が大幅な賃上げを行うも、物価高騰により実質賃金は連続してマイナスとなっており、医療界ではさらに厳しい経営状況が続くだろうと指摘した。地域医療を支えるために、医療費総枠拡大の必要性を今年も訴えていくとした。

災害時に診療可能な医療機関や薬局の情報を閲覧できるアプリケーションを開発中だと紹介した。横浜市歯科医師会の佐藤信二会長は、市の歯科医師会が行う障害児者への全身麻酔歯科治療の取り組みを紹介。治療には多くのマンパワーと時間がかかり、予約が半年待ちの状況を憂え

な顔ぶれが登壇した。横浜市医師会の赤羽重樹副会長は協会への謝辞を述べ、医師会の新たな取り組みとして、主に高齢者医療や、花博の熱中症対策、休日急患/夜間診療所等の運営に必要な医療資源・医療人材の確保を挙げた。また、地域医療を守るためには情報連携も必要であるとし、

災害時に診療可能な医療機関や薬局の情報を閲覧できるアプリケーションを開発中だと紹介した。横浜市歯科医師会の佐藤信二会長は、市の歯科医師会が行う障害児者への全身麻酔歯科治療の取り組みを紹介。治療には多くのマンパワーと時間がかかり、予約が半年待ちの状況を憂え

た。インクルーシブ社会の実現に向けて、障害児者も含めすべての人がいつでも歯科治療を受けられるようにしたいと結んだ。横須賀市医師会の高宮光会長は診療報酬改定率について、財務省から当初聞かされていた数字はわずか0.55%であったとして、要望していた10%には程遠いものの、3.09%のプラスという結果に安堵の表情を見せた。また、60年前には迷信により出生率が大きく下がったが、「丙午」には「積極的」といったプラスのイメージもあるとし、実りの多い年にしたいと語った。

小田原医師会の武井和夫副会長は、協会学術部との関係について言及。管轄地区の箱根町や真鶴町等は高齢化が進んでいるとし、多職種連携の重要性を訴えた。地域医療を「面で支える」ためにも、協会と一層乾杯の音頭は鶴養監事

力を合わせた。市南区医師会・医療関係団体からは横浜市青葉区医師会の山本俊夫会長、横浜市旭区医師会の岡田孝弘会長、横浜市泉区医師会の渡邊豊彦会長、横浜市金沢区医師会の河合敏会長、横浜市港南区医師会の木村剛副会長、横浜市港北区医師会の鈴木悦朗会長、横浜市栄区医師会の木村貴純副会長、横浜市都筑区医師会の深澤立会長、横浜市中区医



(左から) 横須賀市医師会の高宮光会長、横浜市医師会の赤羽重樹副会長、田辺理事長、横浜市歯科医師会の佐藤信二会長、小田原医師会の武井和夫副会長

師会の秋山修一会長、横浜市南区医師会の菊地紫津子副会長、横浜市保土ヶ谷区歯科医師会の嶺岸克彦会長、神奈川県民主医療機関連合会の野末浩之会長、神奈川県精神神経科診療所協会の赤塚英則会長が挨拶。日常診療の実感や医療界の結束が呼びかけられた。

なかつたが、協会との懇談でマイナ保険証の期限切れやトラブル、OTC類似薬の保険外し、金バラの価格高騰等の何が問題かを知ることができている」と協会への謝辞を述べ、さらに医療現場の声を届けていきた

「自分は」医療の専門では鏡割りと鶴養監事の音頭で乾杯。国会議員2名が駆け付け、祝意を述べた。山崎誠議員(衆・中道は、「自分は」医療の専門では

連合会の野末浩之会長、横浜市南区医師会の菊地紫津子副会長、横浜市保土ヶ谷区歯科医師会の嶺岸克彦会長、神奈川県民主医療機関連合会の野末浩之会長、神奈川県精神神経科診療所協会の赤塚英則会長が挨拶。日常診療の実感や医療界の結束が呼びかけられた。



医療分野の支援金3種 無床診は最大35万円

国の総合経済対策に対応する県の2025年度補正予算案が昨年成立。医療分野では、医療・介護等支援パッケージの賃上げ・物価上昇支援51億円や、光熱水費支援の19億円が盛り込まれた。これを受け、神奈川県は申請のあった医療歯科の診療所および病院等に、3つの支援金「A」物価高騰対応支援金、「B」診療所等物価支援金、「C」診療所等賃上げ支援金の支給を行う(2月6日時点)。

なお、病院向け物価・賃上げ支援は国が実施。県の申請受付は、電子申請が2月下旬から、郵送申請が4月中旬から受付予定。1回の申請で前述の支援金を同時に受け付ける。なお、病院向け物価・賃上げ支援は、厚生労働省「病院賃上げ支援事業・病院物価

質上支援金は、26年6月以前の半年分(25年12月~26年5月)の賃金改善に要する経費に対するもので、6月からは診療報酬改定に合わせた賃上げが前提となる。そのため申請に際し、診療所は26年3月1日時点でベースアップ評価料(以下

質上支援金は、26年6月以前の半年分(25年12月~26年5月)の賃金改善に要する経費に対するもので、6月からは診療報酬改定に合わせた賃上げが前提となる。そのため申請に際し、診療所は26年3月1日時点でベースアップ評価料(以下